

広報 川崎町

1989

6月

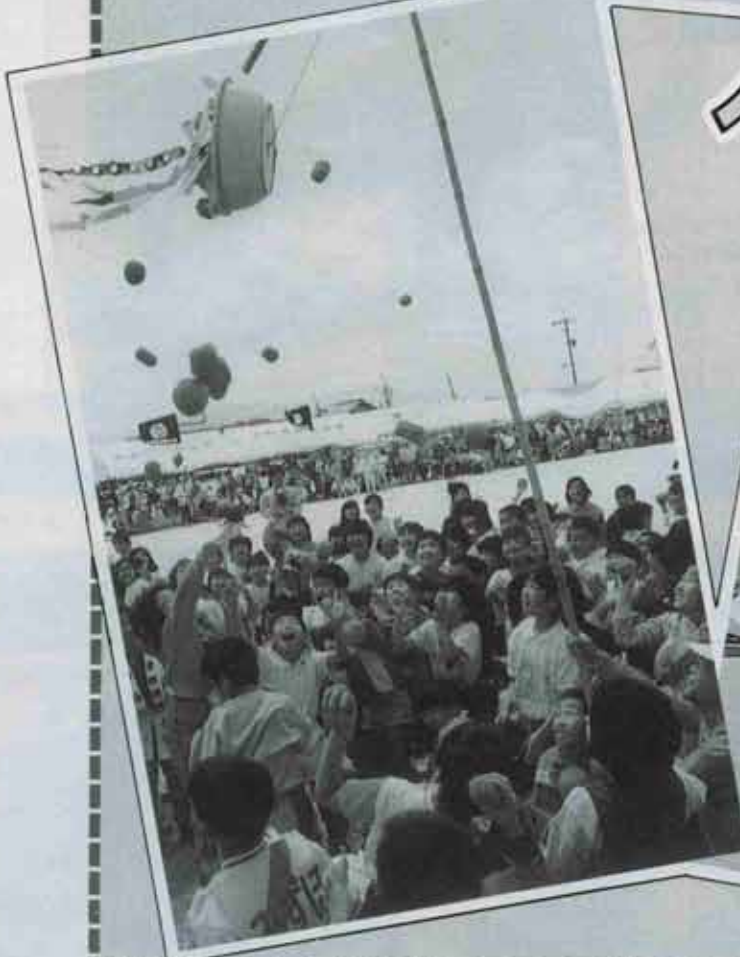
No.644

発行：福岡県遠賀郡水巻町役場（☎201-4321） 毎月10日発行 印刷：冷牟田印刷



パワー全開
心は一つ。

'89 5月14日 第2回町民大運動会



興奮 に熱い汗

月14日/水巻南中学校グラウンド

各種リレーの結果

- 小学生男子リレー 1位 頃末南
2位 猪熊
3位 下二
- 小学生女子リレー 1位 美吉野団地
2位 頃末南
3位 下二
- 中学生リレー 1位 吉田団地
2位 下二
3位 吉田ノ三

●地区対抗年代別リレー

- 1位 下二
- 2位 吉田ノ二
- 3位 頃末南

●総合得点

- 1位 下二 (69点)
- 2位 頃末南 (46点)
- 3位 吉田団地 (41.5点)
- 4位 伊左座 (37点)
- 5位 頃末北 (31点)



●ラッキー☆お菓子がもらえるんだって (みんな仲よく)



●ガンバレー♪
テントから身を乗り出して声援を贈る地元応援席

●ナイスキャッチ☆
二人の呼吸がピッタリ合いました

●優勝を目指して、さあスタート♪
小学生男子リレー決勝



●玉入れでは、老人パワーが大爆発
ピストルが鳴っても止めなかったのはだけですか？



再び 6000人

第2回町民大運動会 ● 5

5月14日晴れ。2年振りの町民大運動会です。そくそくと集ってきた選手団・応援団は約6000人。「今年こそは」と燃えています。

8時40分、ドーンという花火を合図に競技開始。中学生リレー、小学生リレーとプログラムが進むにつれ、応援席も熱を帯びます。あいにくの強風でテントははがれ、砂けむりが舞う中での応援です。

競技は24種目。特にリレーなど得点競技は、地区の名誉にかけた激しい戦いが続きます。

応援合戦・仮装行列は中盤を盛り上げます。これも得点競技とあってアイテアが勝負です。

光GENJI・キョンシー・水戸黄門・伊左衛門スラスラなど、いずれ劣らぬ力作ばかりです。

さてハイライトは地区対抗年代別リレー。予選を勝ち抜いたスプリンターたちが激走します。どのテントからも割れんばかりの応援が飛びます。——そしてゴール。

結果は、総合得点で下二が2連覇を達成しました。

今年で2回目の町民大運動会。これだけの町民が一堂に集まって、一緒に楽しめるなんていいもんです。町づくりは、ふれあいから——来年もワイワイと楽しみましょう。



① ウーン♪なかなかな影らまないぞ
あなしいな〜(風船割り)



② あいらん姿や阿波踊りなど、バラエティーに富んだ
仮装が13チーム。みんなを楽しませてくれました。

案 内

運動会の写真は、中央公民館のロビーに展示中です。(6月20日まで)

♪ぞじょうすくいも飛び
出しました。芸達者が多い
ですね(仮装行列)



③ 突然の『しり見せ』に歓声を上げる子供たち

④ キヤーツ怖いよー
鬼に捕らえられ助けを求めろ男の子



あ父さん、ボクをあいてい
かないでよ(親子なわよく)



町営鯉口団地
浴槽代金請求訴訟

水巻町が全面勝訴

鯉口団地の浴槽代金をめぐって町と入居者（2人）の間で争われていた裁判に、四月七日、判決が下されました。結果は原告（町）の全面勝訴です。今月は、この訴訟の、原告・被告の争点と判決理由についてまとめてみました。

浴槽の売買契約は成立するのか

原告の主張 浴槽の売買契約は存在しない

原告と被告との間で浴槽の売買契約が成立したと認められるような証拠は全くない。

被告らが住宅使用料と併せて浴槽代を支払ってきた事実は認めるが、これは売買代金として支払ったものではない。

この浴槽代は売買代金ではなく、住宅使用料と同じくその実質は賃料である。このような賃料の徴収方法こそ公営住宅法で明確に禁じられているところである。

原告の主張 浴槽の売買契約は存在する

入居説明会を聞いて被告Aが差額一万六千円を支払い、一・五人用の浴槽に取り替えたことは、契約の意思表示であり、入居後の昭和五十六年三月まで、何事もなく

毎月二千円の浴槽代金を支払ってきた事実は契約の履行である。したがって契約は有効に存在する。

また被告Bの妻は、住宅改良事業の円滑なる推進をはかる地元選出委員となり、かつ一年前の入居状況を十分に調査研究できる立場にありながら、第二回目の入居説明会に出席した際、何ひとつ浴槽について苦情を言っていない。

契約の不存在を主張するならば、町が設置した浴槽・釜を使用せず、もしくは浴槽代を供託しておくべきである。現在まで何ひとつ抵抗なく使用し、提訴された今日でも別品と取り替える意志もみあたらない。

よって売買契約の不存在を主張すること自体矛盾している。

判決理由 支払いを拒むことは許されない

被告らは、原告がその費用で購入し被告らに提供した浴槽を、いやいやながらも原告の提示した条件で受け入れて使用することを承諾したものと認められるから、原告が支出した代金とその金利の支払いを拒むことは、特段の理由が

ない限り許されないものといわねばならない。

浴槽代の請求は

公営住宅法違反か

被告の主張 浴槽代金の請求は違法・無効である

公営住宅は低所得者に賃貸するための住宅であるから、家賃、敷金、割増賃料のほかには、権利金その他の金品を徴収したりして入居者に過重な負担をかけることは許されない。

町営住宅建設の際の浴槽代は建設工事費の一部である。浴槽代を工事費に加算しても、家賃限度額はほとんど変わらない。

浴槽代を建設工事費とは別物と取り扱うことによつて、入居者から家賃とは別に月額二千円を徴収することは、低所得者に過重な負担をかけないことを目的とする公営住宅法第十四条を全く骨抜きにする違法、無効なものである。

浴槽代金請求訴訟のあらまし

浴 槽代金の訴訟とは、町が鯉口団地改良住宅に設置した浴槽について、その代金の支払いをめぐって争われた問題のことです。

鯉口団地の六棟二百二十戸は、昭和五十三年と五十四年の二年間にわたつて、炭住が取り壊された跡地に建設されました。この団地建設の際、町は全戸に一括して浴槽と釜を設置し、入居者に分割払いでその代金を支払ってもらう方法をとりました。訴訟はこの浴槽代金の違法性などについて、町と被告の間で争われたものです。

浴槽・釜は従来から入居者個人の負担でしたが、鯉口団地の場合は、当時の入居予定者から「町で一括して購入・設置し、分割払いにして欲しい」という要望がありました。町はこの要望と集合住宅の安全性、故障対策面、格安購入などを考えて一括して競争入札を行い、最低入札業者に設備させました。

金利を含めた浴槽代金六万六千九百円は、三十四回の分割払いで入居者が町に支払うという条件のもと入居説明会が行われ、二百二十戸全員が入居しました。

入 居後、浴槽代金については特別な苦情もなく、家賃と一括に支払われ、A被告は三十四回、B被告は十七回支払っています。

ところが、昭和五十六年三月に町が家賃改定を提案した際、値上げ反対の戦術として浴槽代金不払いの問題が持ち出されました。

その後の督促や話し合いも決裂し、昭和六十二年七月、町は支払いをしない六人を折尾簡易裁判所に訴えました。（内四人は直ちに完納したため取り下げ）

裁 判では一年九か月に及び被告四月七日、原告（町）の全面勝訴の判決が折尾簡易裁判所からなされた。

被告からは上級審への上訴がなかったため、四月二十五日に判決が確定し、未納浴槽代金は同日完納されました。

原告の主張
公営住宅法第14条
には違反しない

浴槽代金は、入居者負担であることを十分に説明し、事務の簡素化と入居者の負担の軽減を考えたうえで、分割納入の方法にしたものである。公営住宅法第十四条にいう金品徴収禁止の趣旨に何ら反するものではなく、入居者に不当な義務を課すものでもない。

家賃限度額の問題は本件とはかわりがない。家賃は、家賃限度額の範囲内で事業主体が決定することになっている。原告(町)は二万一千七百四十九円の家賃限度額であるにもかかわらず、限度額よりもはるかに低い一万五千元で

家賃を決定している。

被告の主張は浴槽を建設工事費に加算して限度額を算出したならばという仮の主張であり、本件とは全く関係がない。

決由
公営住宅法に違反
するとは認め難い

家賃のほかに浴槽代金の支払いを入居条件とすることが、公営住宅法第十四条に違反するとは認め難く、被告の主張は理由がない。

**浴槽の設置は
個人か事業主か**

昭和六十二年(一)第一三二七号
浴槽代金請求事件
判決

水巻町頃木八八〇番地の一………原告 水巻町
水巻町鯉口団地二棟一階七号室
(旧、三棟五階一号室)
水巻町鯉口団地四棟二階五号室………被告 A
被告 B
原告に対し、被告Aは六十九百円、被告Bは、三万二千九百円を支払え。被告Bは、訴訟費用は被告らの負担とする。

被告の主張
個人購入方式は
建設省の指導に反する

浴槽の共同設置による安全性確保の問題については、建設省の行政指導により事業主体自らが浴槽を設置するよう指導があつていた。原告の採用した個人購入方式は、建設省の指導に全く反するものである。

また、被告らは、浴槽を、個人に選択させてもらえよう原告に要求していた。しかし、原告は、被告らの意志を全く無視して原告の独断で浴槽を設置し、被告らは入居前まで所有していた浴槽を放棄させられ、有無を言わずに利息のついた浴槽代金をとりあげられてきたのである。

原告の主張
各自自治体では
個人設置が圧倒的

鯉口団地建設当時は、浴槽・釜については国の建設補助対象になつておらず、このため建設工事設計書にも浴槽、釜の設置は含まれていない。

また、入居者の浴槽に対する衛生的、気分的な感覚は時代と共に大きく変化し、個人が負担しても新しい浴槽を使うという要望が根強い。

他の自治体においても同様、入居者の希望にかなう最善の方法として、浴槽・釜の個人設置を行っているところがほとんどである。

決由
浴槽の設置は
事業主の裁量の範囲

浴槽を原告自らが設置し、その費用を建設工事費に組み入れて家賃算出の基礎とするか否かは、建設省の通達の運用とも関係する原告の裁量の範囲にある問題である。その当否は裁判にはなく、住民の政治的批判に待つべき問題であろうと考える。

浴槽には欠陥があつたのか

被告の主張
欠陥浴槽のため
損害を被つた

原告が設置した浴槽は、入居者の利用に耐えない一人用の小さな浴槽で、風呂のふたの材質も悪く、しかも保温工事も不十分なままの瑕疵(欠陥)ある浴槽であつた。これらの瑕疵のため、被告らは浴槽の取替え、補修、ガス代の増負担など、多大な出費を余儀なくされ、精神的な苦痛を被つた。これらの損害は五万円を下ることはない。万一、原告の主張が認められても、それと対当額で相殺する。

原告の主張
浴槽には何ら
欠陥はない

浴槽には何ら瑕疵がない。

浴槽を設置した百十五戸のうち一・五人用に取り替えたのは、被告Aを含む二人だけである。しかも、入居後十年を経た今日、多数の入居者が使用しており、瑕疵ある浴槽と主張するのは被告ら二人だけである。

損害を主張するが、何ひとつ具体的に損害額を立証できる資料も提出せず、客観性はない。

このような被告の無理な主張を認めると、今まで真面目に浴槽代金を支払ってきた大多数の入居者に対し、著しい混乱をきたすことになり、到底認めべきではない。

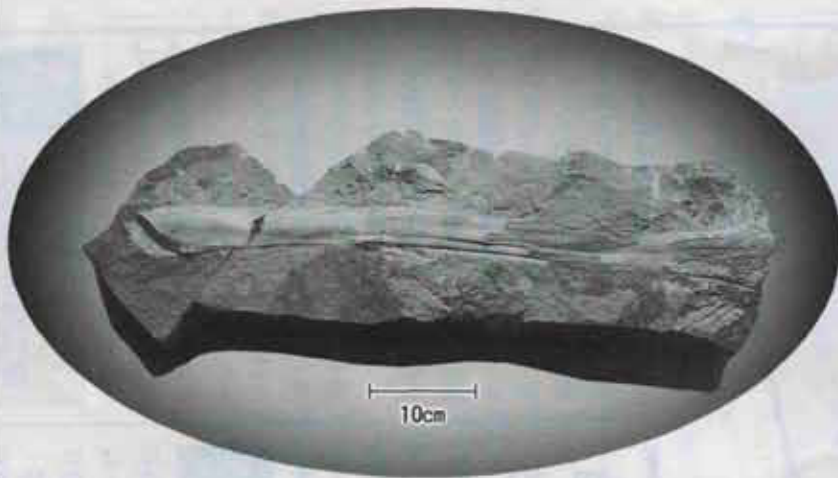
決由
欠陥があるかどうかは
即断できない

浴槽の材質が粗悪であるか、全体として瑕疵のあるものであるかは価格と関係する問題でもあり、即断できない。

被告Aが業者に差額を支払つて一・五人用浴槽に取り替えたことは、それが原告が売り渡した浴槽の瑕疵によるものとは認め難く、そのほかの損害については証明が尽されていない。

結論

以上の事実によると、原告の被告らに対する請求はいずれも理由があるので認容することとし、本文のとおり判決する。



吉田から巨大海鳥の化石

3000万年前のシュードントルニスの上腕骨と判明



化石の位置

骨質歯鳥

吉田の石切り場(現在の宮尾台付近)で発見された動物の化石が、約3000万年前に生息していた骨質歯鳥、シュードントルニスのものと分かり、関係者を驚かしています。

この鳥は、くちばしに歯の形をした骨があるのが特徴で、今回確認された化石は長さ約60センチの棒状の上腕骨です。(写真上)

「骨質が非常に薄く、中空なのが飛ぶ鳥の特徴。翼を広げると6mを超える大きな海鳥です。」と大鼓判を押すのは

化石を鑑定した北九州市立自然博物館の岡田美彦さん。(写真右)

骨質歯鳥の化石は世界に数十例しかなく、日本では4番目という大変貴重なもの。芦屋層群と呼ばれ、水巻では吉田宮尾地区から美吉野団地にかけて広がる新生代漸新世(約3000万年前)の地層から、昭和49年ごろに発見されました。(発見者は不明)

今回、この化石を岡田さんのところへ持ち込んだのは、机小学校の平野国臣先生。(写真右下)

遠賀町浅木小学校の貞末校長が保管していた化石を見て「クジラかも知れない」と自然史博物館へ調査を依頼したのがきっかけで、思わぬ大発見につながりました。

「これを機会に、子供たちが化石に興味を持ってくれたらうれしいですね。」と、平野先生。古代ロマンの夢は尽きないようです。



▲化石の鑑定をした岡田美彦学芸員



▲お手柄の平野国臣先生(机小学校)

まちの ゆだい



◎みごとに咲いた樹齢120年のつつじ(吉田の二 副田寿一さん宅)



◎丹精こめたサツキに見物者もうっとり(サツキ展)

元気な赤ちゃん



陣内亮介くん
昭和63年5月31日生まれ

ボクは、まだアンヨができません。でも、はいはいのスピードも早くなって、すぐにお姉ちゃんのあとをついていくよ。

イスの上からテーブルの上、どこでものぼっていくから、みんなは、目はなせなくて困っているんだって。

申し込みは庶務係へ(毎月2人まで)

広くなったよ。ボクらの母子寮

母子寮が改築されました。

「天井がきれいになって気持ちがいい。広いからプロレスもできるよ。」と、ご気嫌なのは村上健一君（猪熊小3年・写真中央）。氫害復旧にあわせて2戸分を1戸に改造したため、部屋の広さは今までの2倍になりました。

7世帯の家族は5月上旬に引っ越しを済ませ、真新しい部屋で快適な生活が始っています。

「広く、明るくなって、精神的にもゆとりが出たみたい。母子寮のイメージが変わりました。」と、母子指導員の宮島由美子さん（写真右）も喜びの声。

新しい家に住むと、気持ちも新しくなるんですね。最近の入所希望者も増えているそうです。



老化予防に音楽をどうぞ

吉田の特別養護老人ホーム「松快苑」で5月2日、音楽を使ったリハビリの実技指導がありました。

講師は作曲家の赤星健彦さん（東京ミュージックボランティア協会）。「茶つみ」や「鯉のぼり」の歌を大声で合唱したり、曲に合わせてカスタネットやシェイカーでリズムをとる練習をしました。

老化の予防には体を動かすことが効果的。手を使って楽器を演奏すると脳を刺激し、大声で歌うことは肺の強化に役立ちます。

「九州には音楽好きの人が多くですね。」と赤星さん。車椅子のお年寄りから「あー楽しかった。また来てください。」と、盛んな拍手を受けました。



ママさん剣道で、入さんが3位入賞

5月21日、福岡市中央区の福岡武道館で開かれた第6回西日本家庭婦人剣道大会で、ママさん剣士の入洋子さん（古賀・写真中央）が3位に入賞しました。

この大会には、全九州・中国地方から120人の女性剣士が参加。入さんは40歳以上の部に出場し、4回戦まで順調に勝ち進んだ後、準決勝で優勝者の松原さん（宗像市）と対戦。3回の延長戦の末、惜しくも敗れました。

「水剣会の先生方の指導のおかげです。これからも子供たちと一緒に四段めざして頑張ります。」と入さん。毎週2回、杖剣道スポーツ少年団の指導者として活躍しておられます。

プロも顔負けの腕前です

水巻町文化連盟の美術工芸部（13団体・250人）では5月から6月にかけて中央公民館のロビーで、各サークルの作品展を開催しています。

5月中旬の陶芸展には花瓶、皿、つぼなど手作りの力作50点が展示され、訪れた人のため息を誘っていました。

「作品を窯から出すまでが楽しみです。」と、水巻陶芸同好会の入江哲美さん（下二・陶芸歴一年半）。作りはじめたら途中でやめられないほど熱中するそうです。

展示会場では、「この花瓶、譲ってもらえないかしら？」と、相談する人が相次ぎました。



人生八十年代を迎え、高齢者問題が重要な課題となっております。今月から三回のシリーズで、遠賀病院の清水さんが、お年寄りの健康についてお話しします。

年をとると頑固になる!?

県立遠賀病院老年医療相談室
メディカルソーシャルワーカー 清水博子さん



Q 年をとると、物忘れが多くなるのはなぜですか

A 人間はだれでも、年をとると物忘れをすることが多くなります。これは、脳の神経細胞がだんだん死んでゆき、その数が少なくなるからです。

ただ、新しいことを覚えるのは苦手ですが、若いころに頭の中にたたき込んだことや、印象深かったことは、よく記憶しています。また、精神活動のスピードや、ひらめき、創造性なども衰えやすいのですが、経験を積んで処理することは、年をとっても比較的に遅いなくできることが多いようです。

Q 感情面では、どんな変化があるのですか

A 老年期には感受性や好奇心が衰え、悲哀・孤独・厭世など暗くながちです。その一



方で感情がコントロールできなくなり、少しのことで泣いたり笑ったりしやすくなり、精神状態が不安定で、むらを生じやすくなります。

また、何事につけ不安になったり、疑い深くなったりするために、新しい環境になじむまでに時間がかかり、対人関係に摩擦が生じやすくなったりします。融通性・柔軟性などがなくなり、出来上がったパターンを容易に変えられず頑固で同じ話を繰り返したりします。こうした固さも新しい環境に適応しにくい原因の一つとなり、日常生活面でのトラブルを招きやすくなっています。

Q 性格面では、どんな変化があるのですか

A 性格面という点で、だれとでもうまく付き合える円満な人柄の方向か、過敏ですぐにトラブルを起したりする尖った人柄の方向か、どちらかに傾きやすくなります。

老年期は、地位・役割・家族・友人・健康などを失うことが多いので、自然のままに流されていくと不安定になったり、疑い深くなったり、頑固になったりと、尖った性格になりやすく、トラブルを起したり疎外されたりすることも多くなるようです。

年をとってから急に性格を変えることは難しいのですが、なるべく相手を受け入れるよう心掛けたいものです。また、困った時には一人で考え込まず、相談することが大切です。遠賀病院では老年者の医療相談を行っています。気軽にご利用ください。☎282局0181番



昔 今 と さ と ふ

写真で見るわがまち ③

写真は町民の皆様のご提供によります。

水田の鉋害復旧



① 昭和33年 現吉田ノ三県道付近

② 昭和32年 現水巻駅周辺



鉋害で陥没した水田の復旧作業の写真です。当時は大型機械もなく、馬や人力にたよる作業でした。スコップで掘り、トロッコで運ぶという重労働がしのばれます。

③ 昭和33年 現吉田ノ三県道周辺



Let's Sports

県グラウンドゴルフ大会で 遠賀巻球会が2連勝

5月27日、福岡県グラウンドゴルフ協会主催の「グラウンドゴルフ大会」が田川市で開かれ、水巻町から出場した巻球会Aが団体優勝を果たしました。巻球会の優勝は昨年の秋に続いて2度目です。

また個人の部では、1位に富松健次さん（猪熊）、6位に満田勉さん（猪熊）が入賞し、レベルの高さを県下に示しました。



猪熊町住が優勝 高齢者ゲートボール大会

高齢者のゲートボール大会が5月26日、町ゲートボール場で行われ13チーム82人が出場、チームワークと日ごろの練習の成果を競いました。

決勝戦では猪熊町住と上二Bが対戦、13対10で猪熊町住が優勝しました。

- 優勝 猪熊町住
- 準優勝 上二B
- 3位 吉田三A



160人が熱戦を展開 公民館対抗ビーチボールバレー大会

5月28日、町民体育館で開かれた大会には、各公民館から女子26チーム、男子6チームが出場し、さわやかな汗を流しました。試合の結果は次のとおりです。

- 男子の部 ①入江興産A
②入江興産B
- 女子の部
〔C・Dパート〕 ①鯉口団地A ③梅ノ木団地A
〔E・Fパート〕 ①梅ノ木団地B ②机



学び心みたしませんか

回	月日 いずれも火曜日	学習テーマ	学習方法
1	6月27日	いま家庭で聞かれているもの	講義と質疑
2	7月11日	子どもの成長と精神的発達	講義と質疑
3	7月26日	小遣いの与え方について	座談会
4	8月8日	親子であそぶレクリエーションI	講義と実技
5	9月5日	親と子の入籍学習I	講義と質疑
6	9月19日	善悪のけじめ・忍耐力	座談会
7	10月3日	学歴偏重がもたらすもの	講義と質疑
8	10月24日	社会見学	施設見学と 史跡探訪
9	11月14日	明るい家庭と住みよい社会	講義と質疑
10	11月28日	親と子の入籍学習II	講義と質疑
11	12月12日	親子であそぶレクリエーションII	講義と実技
12	1月16日	家庭での性教育を考える	座談会
13	1月30日	楽しい家庭でのおやつ作り	講義と実技
14	2月13日	家庭の生活習慣と子どものしつけ	講義と質疑
15	2月27日	羊紙をふりかえって	座談会

- ▷開設場所 水巻町中央公民館
- ▷受講時間 午前10時から12時まで
- ▷募集定員 60人

家庭教育学級

小学生の子を持つ父母の方の受講を心からお待ちしています。
希望する人は、6月19日までに中央公民館へ ☎201-0401

吉田ストロングにライオンズ旗 スポーツ少年団野球大会

5月5日こどもの日、町内5つの野球少年団が猪熊グラウンドに集まり、ライオンズ旗をかけた白熱戦を展開しました。

決勝戦は5月7日、吉田ストロングと猪熊ベアーズが対戦、接戦の末1対0で吉田ストロングが優勝しました。

- 優勝 吉田ストロング
- 準優勝 猪熊ベアーズ



頃末ソフトが優勝、 2位は東洋緑地 第8回ソフトボール選手権大会

水巻中学校ナイター施設を利用した恒例のスポーツ行事です。5月8日から約20日間、町内の社会人で編成した17チームが連日ナイター戦を展開しました。決勝戦は頃末ソフトと東洋緑地が対戦し、6対0で頃末ソフトが優勝しました。

- 優勝 頃末ソフトボール同好会
- 準優勝 東洋緑地



くらしの情報

問い合わせは役場まで
▲201-4321

町民運動会の忘れ物をお預かりしています

社会教育係

5月14日の町民大運動会の忘れ物を預かっています。心あたりの人は、教育委員会の学務係まで受け取りにきてください。

- ①子供用雨ガッパ(赤色)
- ②子供用ジャンパー(白色)
- ③阪神タイガース野球帽
- ④腕時計
- ⑤小銭入(女児用)
- ⑥小銭入(ひも付フットボール)

電話を通して健康をおとどけます



531-8181
健康テレホンサービス

6月のテーマ

月	登校拒否症について
火	顔や口のけがと歯の治療
水	水虫は治ります
木	早くあなたのガンを見付けましょう (婦人科を中心に)
金	老化を防ぐコツ
土・日	開業医へのかかり方

サービス業基本調査にご協力ください



7月1日 サービス業基本調査

総務庁では、7月1日現在でサービス業基本調査と事業所統計調査(変動状況に関する調査)を実施します。

サービス業基本調査は、全国50万のサービス業事業所を対象として、従業者数・事業収入金額などの項目について調査するものです。調査結果は、国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料として広く利用されます。

また、事業所統計調査は、すべての民営の事業所を対象として、その異動状況を把握し、各種統計調査の基礎資料として広く利用されます。調査内容は統計上の目的だけに用いられ、課税など他の目的に使われることはありません。6月下旬から調査員が事業所を訪問して、調査票の記入をお願いしますので、ご協力ください。

身心障害児の巡回教育相談を行います

学務係

身心に障害のある就学前のお子さん(3歳~6歳)の保護者を対象に、教育相談を行います。この相談は、お子さんの幸せを願って開くもので、専門の先生による個別相談です。多くの方がこの機会を利用されますよう、ご案内

- ⑦鉛筆一ダース
- ⑧体操用ズボン(名前書きむらとものぶ)

内します。

- とき 7月27日(木)午前9時30分から午後4時30分まで
- ところ 八幡西区則松三丁目7番1号 福岡県八幡総合庁舎2階第3会議室
- 相談内容 ①日常の家庭生活で困っていること ②幼稚園、保育園で困っていること ③子供達の精神発達・発育障害などの悩み ④入学についての問題

- 申し込み先 町教育委員会学務係 201局4321番
- 申し込み締切日 6月26日(月)
- 申し込み多数の場合は、先着順で締め切ります。

成人病健診が始まりました 予約を忘れていませんか

健康対策係

成人病健診が始まりました。今年度は6月を中心とした12回の集中健診に変わっています。対象者には問診票とはがきをお送りしましたが、次の日程にまだ

予約ができる 成人病・胃がん・肺がん健診の日程

健診日	健診会場	まだ受付できる人数		
		成人病	胃がん	肺がん
6月20日(火)	おかの台 市民体育館	100人	30人	100人
6月29日(木)	勤労者体育館(役場前)	150人	100人	150人
7月1日(土)	中央公民館	100人	80人	100人
12月2日(土)	中央公民館	150人	100人	150人



余裕があります。

申し込みをしていない人は、お送りしたはがきに希望する日を記入して、6月15日までに申し込んでください。予約は定員になり次第締め切ります。また、定員を超えた場合は、健診日を変更させていただきます。

町の消防団でひとほだ脱きませんか

住民生活課

消防団。——そうです。火災や水害の時、真っ先に現場に駆けつけ、私たちの命と財産を守ってくれる、あの消防団です。水巻町には約九十人の団員が、日ごろは自分の仕事をしながら「おらが町」を守っています。でも、最近では団員不足です。フットボールあふれる方の、入団をお待ちしています。入団を希望する人は、役場住民生活課消防係にご連絡ください。

●消防団の組織

- (団長) 中原 敏夫
- (副団長) 永澤 信夫
- (副団長) 松本大次郎
- (本部分団長) 篠原 信幸
- (第一分団長) 豊澤 麟児
- (第二分団長) 岡部 嘉紀
- (第三分団長) 八木 隆一
- (第四分団長) 荒巻 和明

**保母試験の準備講習会は
7月18日から12日間です**

福岡県保育所連盟

8月に行われる保母試験にそなえて、次の日程で受験準備講習会が開かれます。

- とき 7月18日～7月29日
- ところ 大宰府市五条三丁目15 第一経済大学記念厚生会館
- 受講資格

- ①高校を卒業した人(来春卒業予定の人を含む。ただし、受験資格は保育科第3学年在学者に限ります。)
- ②18歳を過ぎて児童福祉施設で3年以上児童の保護に従事した人。

- 受付期間 6月20日～7月10日
- 申し込み・問い合わせ先

**ごみステーションは
ごみ捨て場では
ありません**



快適で美しい町づくりといっても、ごみが散乱しているのでは話になりません。

町を汚さない——。これが町づくりの第一歩ではないでしょうか。

一部の人が決められたごみ出し日を守らなかったり、通りがかりの非常識な人がごみを捨てていくなど、ごみステーションはさながらごみ捨て場のようです。特に悪いのは、吉田団地72棟横、猪熊グラウンド前、頃末上俣尻のごみステーションです。近くの人たちが大変困っています。

ルールを守り、決められた日にごみを出すようにしましょう。

ごみは8時までに出してください。

ごみ焼却場が岡垣町に変わり、6月から収集時間の変更になった地区があります。ごみは必ず朝8時までに出してください。

福岡市博多区千代二丁目2-12
福岡県保育所連盟 電話(092)641局7934番

**老人ホームの寮母さんと
寮夫さんを募集します**

松快苑

特別養護老人ホーム「松快苑」では、お年寄りの介護をする寮母さんと寮夫さんを募集しています

- 職種 寮母・寮夫(資格は問いません)
- 採用人員 3人
- 年齢 18歳以上45歳未満
- 必要書類 履歴書
- 申込締切日 7月10日
- 問い合わせ先 千原水巻町大字吉田二七二番地の二 特別養護老人ホーム水巻松快苑 電話201局8800番(担当下郡)

**県の入札に参加しませんか
資格申請書を受け付けます**

福岡県

平成元年9月から平成3年8月までに県が発注する物品関係の、指名競争入札に参加する資格を得るための申請を受け付けます。

- 申請書の受付期間 7月1日から7月31日まで
- 受付場所 県庁行政棟地下5号会議室
- 問い合わせ先 福岡県総務部管財課調達係 電話(092)651局1111番

**交通共済組合の
総代を改選します**

住民係

北九州市民生協(交通共済)の

総代の改選を行います。総代選考委員会から、次の三人が候補者として推薦されました。異議のある組合員は、6月29日までに、文書で選挙管理者(役場住民課長)に申し出てください。組合員の半数以上の反対がなければ、当選したことになります。

- 候補者 (敬称略)
- 藤崎 正志 (一)
- 吉田サカエ (下二)
- 栗川タツエ (頃末)

愛のおくりもの

町社会福祉協議会

次の方々から社会福祉協議会にご寄付いただきました。香典返しとして

- 猪熊町住 故・関 フミ子様 斎藤キミ子様
- 猪熊 故・小林和太郎様 小林シズ子様
- みずほ団地故・浦川 昭様 浦川 トミ様
- 猪熊 故・山形 正俊様 山形ハツミ様
- 立屋敷 故・徳王 正起様 徳王八重子様
- 吉田団地 故・榎井 敷三様 榎井タツ子様
- 吉田三 故・山賀 康引様 山賀喜美江様
- 猪熊 故・瀧本喜太郎様 瀧本 キミ様
- 机 故・松永 留作様 松永モモ江様



**手作り団子で
ゴキブリ退治**

水巻町地区衛生推進協議会では、6月と7月をゴキブリ駆除月間に指定しました。町内からゴキブリを一斉退治するために、各地区の公民館で「ゴキブリ団子づくり」を実施します。団子の効きめは昨年実証済みです。あなたも手作り団子でゴキブリ退治に挑戦してください。詳しくは、役場環境衛生係が区長さんにお尋ねください。

わたしたちのふるさとには、炭坑と深いつながりをもった町です。忘れ去られようとしている炭坑の様子や炭坑にまつわる物語をみなさんに紹介していきます。

日本炭砒

19

「閉山処理」

日炭の閉山が発表された時に、かつては百日ストまでした炭労の関東軍といわれた高松労組は、どのようにしていたであろうか。閉山時の組合員数は約二千三百人、これらの人は国の「炭鉱離職者援護措置法」にもとずいて、退職金の支給は保障されたが、かわいそうなのは下請従業員約三百人であった。彼らは退職金をもらわずに確かな保障もなく、閉山ともなれば、その日にヤマを去らねばならなかった。

また炭任街においては昭和四十年の合理化以来、約三千の人が職を離れていたもので、四十六年三月の閉山の時、すでに町の世帯数七千三百戸のうちの二十パーセントにあたる一千六百戸が、生活保護世帯となって最低の生活をしてきた。組合員にしてみればこれらの人は、勤める者が職を離れるといかにみじめであるかを、教えてくれた生きた証人で、彼らも閉山になれば明日からその仲間入りをしなければならなかった。

ところで従業員が閉山を現実なものとして知らされたのは、会社でも組合でもなくて四十六年一月二十四日の新聞であった。この日はちょうど日曜日であったが、これを見て従業員は愕然とした。そして二十七日後の二月二十五日に会社はようやく閉山を発表し、それから四十日後の三月末をもって閉山をした。では、この間に組合はどのような

高硫黄きらわれる

かさむ赤字、月に一億

露天掘り筑豊転進も



昭和46年1月24日(日)の朝日新聞

にしていたであらうか、これについて四十六年八月一日の「西部タイムズ」(主幹島山清)は次のように報じている。「当時、組合長はほとんど東京詰めで、ヤマもとは空屋同然、事情

はどうであれ「こんな閉山はめずらしい」というのが、各新聞記者の一致した見方であった。組合員は終始飼われた猫のようにおとなしく、不満や不信を口にすることもなく、あきらめムードの中に沈み切っていた。このことは「一得功なつて万骨枯る」式の英雄的組合運動の無残さをいやというほど見せつけたものではなかったか。

これによれば組合においても、混乱を避けていたようである。その高松労組は多くの英雄や労働貴族を育て、五月二十一日、その華かな二十五年にわたる歴史の幕を閉じた。かわつて直ちに「日炭高松離職者協議会」を発足させたが、しかし組合員にしてみれば閉山時の労資に対する不信を拭い去ることはできず、それがもとで活発な運動を展開することなく終っている。

なお菊池社長については、日炭本社が福岡市にあるにもかかわらず、自分は東京支社で指揮していたので、ヤマもとの人との交わりは少なく、そのため地下三千尺で働く男への愛着にとほしく、ひいては水巻町に対する愛郷心もなかった。これについては昭和四十六年十月四日の「西部タイムズ」に次のように書いている。

「日炭資本ぐらひ評判の悪い炭鉱資本はないだろう。通産官僚ですら「全国の炭鉱のなかで最も悪質だった」といっている。三十七年間、水巻において石炭を掘り、利潤だけは吸いあげ、地域にはなにも残してくれなかった。全盛時代には、日炭と無関係な町民は水巻に殆んどいなかったほどで、ある意味では町政も完全に支配してきた。町内六つの小中学校の学童の八十パーセントは、日炭従業員の子弟で占められてきた。その日炭が、教育施設一つすら残してくれなかった。どこの炭鉱資本も地域への投資は怠らなかつたし、連帯感の盛りあげには心を配ったものである。それだけに、どのヤマも閉山にあたっては、ひどく借しまれて去っていったが、日炭は逆に根強い反感を残した。「やっぱり移入資本だった」とさえいわれている」

これは、われわれ町民の考えを代表した、いつわらざる意見である。事実、水巻町においては、菊池仁ひいては日炭資本に対する評判はよくない。置き去りにした多くの元従業員が貧困で苦しんでいるのに、自分は石炭から石油へ転業して繁栄をつづけ、ヤマのあと始末は多くを政府と地方行政に依存している。そのため閉山して十八年過ぎた今日(元年三月)においても、町内九千七百世帯のうち生活保護世帯は、十四パーセントにあたる約一千三百世帯で、

これは県下の受給率三パーセントをもってすれば、今日においても貧困であえいでいる元従業員が、いかに多いかを知ることができる。

昭和四十六年四月、日炭は閉山によって日炭清算事務所を開設した。清算人は菊池仁を代表にした五人、その業務は、(一)負債を処理するための資産処分、(二)鉱害処理、(三)業務整理などであった。なかでも地域住民の関心を集めたのは、日炭所有地の処分方法で、その面積は百二十八万七千坪、これは水巻町総面積の四十二パーセントにあたる広大な土地である。そこで株式会社に住む元幹部社員は、いち早く離職者対策協議会を結成して、菊池代表に「社宅および宅地の格安払い下げ」の請願をした。しかし菊池は銀行の低当物件であるとの理由で入れるところではなく、また菊池に私財を投げ打っても低当を抜くという雅量もなく、いつの間にか立ち消えの状態となった。

四十八年四月、町においては水巻町発展のために「日炭跡地再開発計画案」をまとめて、伊藤町長を理事長とする「水巻町土地開発公社」を発足させた。なお「西部タイムズ」によれば同年十二月、日炭は町と町土地開発公社、それに高松産業(社長住吉徳光)を相手に、跡地の処分を次のように決定した。

(一)、町ならびに町土地開発公社の買いとる地区は、高松と三ツ頭(水巻町)の西区(県道東側)の山林を含む約九万三千坪

(二)高松産業の買収地区は、古賀、梅ノ木、三ツ頭(若松区)の三区(県道西側)と鯉口区、それに頃末字上ノ山、字大西地区の合計約十四万一千坪

以上の合計譲渡面積は二十三万四千坪、譲渡価格は坪平均九千円、合計金額は約二十一億円であった。なお買収区域内には三千二百二十一戸の炭住家屋があつて、うち一千五百三十七戸に元従業員と下請従業員が住んでいた。そこで町としては、買収した高松区に五年から七年かけて町営住宅を七百三十八戸建設し、さらに三ツ頭区に七百戸の県営住宅を誘致、しかるのち高松産業買収地区内の炭住に住んでる元従業員を、これに転住させる手段がとられた。また鯉口区に住む二百二十七世帯においても、これと同様の方法が実行に移された。それは家族を含めると約五千人の転住である。誰でも開発できる事業ではなく、角度をかえていえば貧乏自治体が、最も厄介な閉山処理と再開発を背負ったのである。(つづく)

(文)郷土史家 柴田貞志